

相愛大学研究者等行動規範

平成22年11月18日制定

平成26年12月18日改正

学術研究の発展と科学の進歩は研究者の真摯な努力に拠りもたらされたものであり、その恩恵に対する評価は極めて高い。しかしまた、社会のグローバル化、多様化に伴い学術研究の役割・目的も複雑化するとともに、学術研究が人間・社会・自然に及ぼす負の影響も増大しつつある。

一方、今日の研究者を取り巻く研究環境は、研究成果や資金獲得の競争が過大な状況となるなど、大きく変化し、研究者自身の人権擁護も重大な課題となっている。

このような今日的諸課題のもとに、相愛大学（以下「本学」という。）は、本学倫理綱領の下、学術及び芸術に係わる研究活動の信頼性及び公平性が確保され、保護されることを目的として、本学において学術及び芸術に係わる研究活動に関係するすべての者（以下「研究者等」という。）がこれらを遂行する上で求められる行動規範を、平成18年に示された日本学術会議声明「科学者の行動規範について」に準拠してここに定める。

（研究者等の責任）

第1条 研究者等は、自らの研究により創生された新しい専門知識や技術を、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者等の行動）

第2条 研究者等は、研究の過程と成果が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、公共的及び科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

第3条 研究者等は、自らの専門知識・能力・技芸等の維持向上に努めるとともに、科学・技術と社会・自然環境との関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すようたゆまず努力する。

（説明と公開）

第4条 研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

（研究活動）

第5条 研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、

本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究にかかわる論文・著作・作曲等の著作権、演奏・公演活動の独創性の権利、研究の結果得られた特許等について、これらの記録や録音・保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。また、研究活動におけるデータ等の適切な保存、管理、開示等に努める。

(研究環境の整備)

第6条 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令・守秘義務の遵守)

第7条 研究者等は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守し、不正防止に努める。また、研究活動に伴う守秘義務を守り、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努める。

(研究対象などへの配慮)

第8条 研究者等は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な研究目的と動物愛護に留意しこれを扱う。

(他者との関係)

第9条 研究者等は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

第10条 研究者等は、研究・教育・学会活動において、国籍・民族・性別・門地・信条・心身の障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。

(利益相反)

第11条 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、或いは異なる組織間の利益の相剋に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

1. 本学構成員への適用

教員以外の事務職員等の本学構成員は、本規範に則り本学の学術研究の信頼性及び公平性を損なわない行動をとるよう努めなければならない。

2. この行動規範は平成22年11月18日より施行する。

附 則

この行動規範は、平成27年2月1日より施行する。